

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

湖北水道企業団

条件付一般競争入札（郵便入札）

1. 件名

R06B01 録音機能付電話設備購入

2. 場所

湖北水道企業団 新庁舎及び旧庁舎

3. 物品概要

- | | |
|-------------|------|
| ・電話交換機（主装置） | 1 式 |
| ・多機能電話機 | 39 台 |
| ・PHS 端末 | 3 台 |
| ・ドアホン | 1 台 |

4. 納入期限

契約日の翌日から 150 日間

5. 条件価格

¥4,250,000-（税抜）

6. 最低制限価格

無

7. 入札に参加できる者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 湖北水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中（石岡市又は小美玉市の指名停止期間である場合を含む）でないこと。
- (3) 入札参加有資格者が、入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く）

- (5) 令和 6 年度の入札参加資格審査申請書が「電話設備及び電話機の購入」にて提出されている業者であること。

8. 申請方法

湖北水道企業団条件付一般競争入札参加申請書は F A X で提出すること。

F A X 番号 0 2 9 9 - 2 4 - 3 2 6 3 湖北水道企業団総務課
申請書，入札書等の様式はホームページよりダウンロードできます。封筒の様式もホームページで閲覧可能です。また，電話での請求も受けており，様式を F A X にて送付いたします。

URL [https:// kohoku.org](https://kohoku.org)

9. 申請書提出期限

令和 6 年 4 月 16 日から令和 6 年 4 月 22 日 午後 4 時まで

※ 平日の午前 9 時から午後 5 時（最終日は午後 4 時）の間で F A X 願います。F A X 後，すみやかに電話で確認して下さい。

1 0. 入札参加資格の決定

入札参加資格の無い者には令和 6 年 4 月 23 日午後 3 時までに電話で連絡します。

令和 6 年 4 月 23 日午後 3 時までに電話連絡の無い場合は，入札参加資格があるものとする。

1 1. 設計図書等の閲覧

設計図書の閲覧等取り扱い要綱により閲覧を行う。

湖北水道企業団のホームページでも閲覧可能です。

期限は，令和 6 年 4 月 24 日午後 4 時までとする。

1 2. 質問の方法

本工事内容の質問は，原則として F A X による質問書の提出とする。質問の期限は，令和 6 年 4 月 24 日午後 4 時までとする。

質問書の回答は後日すみやかに質問提出者のみ回答する。

1 3. 入札方法

(1) 郵便による入札

宛先 〒315-8522 石岡市田島 2 - 6 - 4
湖北水道企業団 総務課行

(2) 配達指定日 令和 6 年 5 月 14 日(火)

指定日に届かない場合は無効とします。

(3) 郵送方法 **一般書留，簡易書留，のいずれかを選択し，
配達日指定郵便として送付する。それ以外は無効とする。**

※ 入札書の日付は，入札日（開札日）とする。

1 4. 開札日時等

(1) 開札日時 令和 6 年 5 月 16 日(木)午前 10 時 00 分

(2) 開札場所 湖北水道企業団 事務所

15. 入札保証金
免除

16. 契約保証金

湖北水道企業団会計規程及び湖北水道企業団請負工事執行規則による。

17. 前払金

湖北水道企業団公共工事前払金取扱要綱による。

18. 落札者の決定

公表した価格以下の入札で最低の入札価格をもって応札した者を落札者とする。

19. その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (3) 郵便による入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 入札参加申請にあたり虚偽の記載および過失による粗悪品納入等については、湖北水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要綱により措置するものとする。
- (5) 同日に複数の入札（開札）があった時は、落札は1業者1件とする。
- (6) 入札（開札）は、公告の番号順に行うものとし、落札者が同日に2件以上の落札となる場合は、以後の入札は無効とする。
- (7) 落札額に同額者がいた場合は保留とし、5日以内に同額者による「くじ」で決定する。ただし、同日に他の入札の落札者となった同額者は除くものとする。
- (8) 入札（開札）には1件につき3名以内の入札参加者の立会いを求める。立会いを求められた入札参加者が理由なく立会いを拒否したとき、及び文書による欠席の通知をしないときは、その者の入札は無効とする。
- (9) 立会人は委任状によって代理者を出席させることができる。
- (10) 入札方法が、公告と相違する場合は無効とする。
郵便入札は、一般書留、簡易書留のいずれかを選択し、なおかつ配達日指定郵便とする。それ以外は、無効とする。